

令和5年度 小郡市議会基本条例検証シート

令和6年3月22日

議会の活動原則（第2条）	
成 果	課 題
・ 市民に開かれた分かりやすい議会運営に努めた。一部では、開かれた議会運営ができている。 ・ 市民に質問の趣旨がわかるように通告書の見直しなどに努めた。 ・ 質問者の時間を決めることで傍聴に来やすいように努めた。 ・ 常任委員会による各種市民団体との意見交換会で直接市民の意見を聞くことができた。 ・ 議会として政策討論会を基に提案することができた。 ・ 予算及び決算審査特別委員会および各常任委員会では、議員間討議の上、論点や課題を整理し委員長報告を行うことができた。 ・ 市民本位の立場から市政運営に対する監視を積極的に行っている。	・ 行政用語を使用することがありわかりづらい時がある。 ・ 情報発信の在り方を検討する必要がある。 ・ 市民の多様な意見を得るための市民参画の機会が減った。 ・ 市民の声を聴くために、アンケートによる調査など行うことも必要だと思う。 ・ 多くの市民の意見を把握していくため、もっと市民参加の機会拡充が必要である。 ・ 政策討論会を実施し政策提言を行うに当たり、各常任委員会は年間テーマと計画に沿った所管事務調査、行政視察等を行い、政策提言書につなげていく必要がある。そのためには、議会運営委員会及び常任委員長会が、その推進主体とならなければならない。 ・ 意見交換会やオンライン等でアンケート調査などを行い、議会活動に活かす必要がある。 ・ 「市民本位の立場から、市政運営に対する監視及び評価に努めること」は十分ではない。曖昧な部分がある。

議員の活動原則（第3条）	
成 果	課 題
・ 政策討論会では自由討議ができた。 ・ 予算・決算審査特別委員会及び各常任委員会で、自由討議を行った。 ・ 条項に謳われた内容について議員それぞれが努力し活動を行っている。 ・ 多くの議員から市政に対しての一般質問が出されていることはいい事である。 ・ 一般質問等を通じて、活発な議論が展開された。 ・ 市民問題に取り組み提言書の提出を行った。	・ 議員相互に素直に話し合う機会がもっと必要である。 ・ 議員相互の自由な討議において議論をぶつけ合うことは構わないが、感情的な発言は控えるべきである。また、話を途中で遮るのは自由討論とは言えない。 ・ 議会は市民の多様な意見や立場を代表する議員の合議体であることから、議員各々は客観的事実に基づいて発言し、互いに意見を尊重しながら、最終的に合意形成を得るよう一層努力する必要がある。 ・ 市民の代表として、社会から信頼される言動に心がけるべきである。 ・ 各項において引き続き研鑽と努力が必要である。 ・ 議員の活動原則にハラスメント防止を示唆した内容を追加するべきである。 ・ 議員と職員及び議員間でのハラスメントを根絶し、自由に闊達な議論ができる職場環境を整えるため指針を整備する必要がある。 ・ 議員の活動原則に基づく発言のあり方をさらに認識する必要がある。 ・ 校区での活動に議員として参加する機会が多く、どうしても意識が一部地域である校区に偏る傾向にある。 ・ その時々々の社会情勢等で常に変化する市民のくらしや課題を的確にとらえるために、積極的に市民生活に入り、市民の声を聴くよう努めるべきである。 ・ 会議の中で必ず自由討議の時間をとってはいるが活発だとは言えない。

市民参加及び市民との連携（第4条）	
成 果	課 題
・ 本会議・常任委員会のインターネット中継ができており、その点に関しては市民へ広く公開ができています。 ・ よりわかりやすく親しみやすい議会だよりの作成ができています。 ・ 議会だよりは、賛否の分かれた議案についてそれぞれの意見を載せ、市民に論点を示すなど、議会でどのような議論がなされているか、伝えるよう努めることができた。 ・ 興味を持ってもらえる広報誌にすることで、更に多くの市民に議会活動に関する情報を届けることができた。 ・ 請願の審議において提案者の意見を聞くことができた。 ・ 常任委員会と市民団体との意見交換会は定期的に開催ができています。 ・ 高校生との意見交換会を持ち、若い世代の願いや思い、期待を知ることができた。また主権者教育として意義あるものとなった。	・ 予算・決算審査特別委員会についても中継公開の方向で検討する時期に来ている。 ・ 委員会は原則公開するとされているが、議会運営委員会及び特別委員会が公開されていることは市民に届いていないと思う。 ・ 市民目線に立った議会独自の活動報告になっていない。 ・ 市民に対する説明責任は十分にできていない。 ・ 請願・陳情及び意見交換会は政策提案の位置づけとされているが、積極的に取り入れられていない。 ・ 常任委員会以外での市民との意見交換会についても、積極的に行っていく必要がある。 ・ 市民との意見交換会が、ここ数年実施できていないので、オンライン開催やアンケートによる「市民が考える課題」等の把握が必要だと思う。 ・ より幅広く市民と意見交換をし、各地域の課題を共有することが十分とはいえない。 ・ 議員の政策立案能力の向上をより図る必要がある。 ・ 市民との意見交換会は、各常任委員会単位で多様な政策課題に関連する市民および市民団体と実施するべきである。

議会及び議員と市長等の関係（第5条）	
成 果	課 題
・ 一問一答方式は執行部、議員、市民にも浸透している。 ・ 一問一答式で回数に制限がないので、議論が深まった。 ・ 一般質問の論点を明確にするために、通告書様式の改善を行った。 ・ 論点争点を明らかにするために反問権が使われている。	・ 一問一答方式であるが、限られた持ち時間で論点争点を明確にするのがまだ不十分であると感じる。 ・ 一部議員の質問は「広く市政上の論点」という点について疑問を感じる部分も見られた。 ・ 質問様式の変更により、なぜその質問をするのかが、かなり明確になり、答弁のずれが少なくなったと感じるが、答弁資料が準備されていなかったりしたことがあった。事前の通告を詳細にすることにより、さらに議論が深まるようにする必要がある。 ・ 質問は、何を尋ねているか論点を明確にすることで、議場だけでなく聞いている市民にも議論の内容が理解されるよう、さらに質問の仕方の質を高めていく必要がある。 ・ 多くの議員が質問するのは非常にいい事であるが、論点争点を明確にする工夫が必要である。 ・ 執行部の答弁は少し真摯かつ丁寧さに欠けている。 ・ 反問権について、特定の議員に対して感情的に見受けられる点があり、一定の対策が必要である。 ・ 反問権について議員も執行部も再度学ぶ必要がある。 ・ 反問権に関しては他の議会のように「反問権実施要綱」を策定し、議会と執行部がともに理解する必要があるのではないか。市民にとってもわかりやすいと思う。 ・ 反問権に対して議論が噛み合っていないことが多い。

市長等による政策等の説明（第6条）

その提案の根拠を明らかにするため、議会として市長等に説明を求めることを規定

成 果	課 題
・ 必要に応じて説明を求めてきた。 ・ 以前に比べ執行部からの事業説明は増えている。 ・ プレスリリース等の資料もしっかりとしている。 ・ 簡潔にわかりやすく説明されるようになった。	・ 執行部の説明が不十分な時は、積極的に説明を求めていく必要がある。 ・ 説明不足による行き違いが多いように感じる。執行部にはより分かりやすい説明を求める。 ・ 説明が単なる資料の配付や読み上げになっていることがある。 ・ 適時に政策等の詳細説明が十分に行われていない。 ・ 議会への説明よりホームページや市民への説明の方が先行しているケースがあり、的確な時期に説明をするように求めるべきである。 ・ 少し説明が遅い為、議会側が検討することができないようなタイミングでの説明があった。 ・ 長期的な案件や課題については中間報告を求める事も必要であると思う。 ・ 執行部の政策提案に際しては、その事業が計画目的達成のためになぜ必要か納得できる説明を求めたい。部分的な提案で、全体のビジョンを見失うことのないようにするべきである。 ・ 説明に当たっては、テキストだけでなく、図表や画像などを用いて理解しやすいよう求める必要がある。

予算及び決算における説明資料（第7条）	
成 果	課 題
・ 予算資料については、統一ができてきた。 ・ 全体的な説明ができています。 ・ 資料がかなり充実してきていると感じる。 ・ 決算の成果報告も理解しやすくなっている。 ・ 主要施策報告書の文言等も、的確に見直されてきていると感じた。 ・ 予算書・決算書等の資料提供に関しては、事前に目を通すことができた。	・ 議員は資料請求する理由を簡潔明瞭に説明する必要があると思う。 ・ なぜ必要なのか理解しがたい資料請求がある。 ・ 予算説明資料の更なる充実を目指す。 ・ 新規事業については、資料を基に丁寧な説明を求める。 ・ 表記がわかり難い部分も多く見受けられる。 ・ 施策の全体像や進捗状況及び見直し等の結果を示したものが少ない。 ・ 毎年議員から質問があっているような事項についてはもっと丁寧な資料が必要である。 ・ 資料の記載ミスが多い。 ・ 資料の提供について不十分な時がある。 ・ 前年度からの継続事業については、前年度との違いを明示してもらいたい。 ・ 当初予算説明資料は議案書配付時に一緒に配布されると、さらに目を通しやすい。

法律第96条第2項の議決事件（第8条）	
成 果	課 題
・ 既定の議決事件についての取り組みはできている。 ・ 重要政策等の決定に参画している。	・ 現在あるすべての計画の把握と見直し時期の確認が必要である。 ・ 議決事件追加に関して、議会としての意識が希薄のように感じた。 ・ 積極的に議決事件を追加し、政策等の決定に参画することはできていない。 ・ 議会として取り組みが不十分である。

自由討議による合意形成（第9条）	
成 果	課 題
・ 委員間討議ができています。 ・ 議会が議員による討論の場であることは十分に理解している。 ・ 議員相互の自由な討議を中心に運営を意識している。 ・ 自由討議による合意形成は、議会がめざすべき形である委員間討議など手探りながら一定の成果を収めてきている。 ・ 会派代表者会では、それぞれの会派の意見を出し合って合意形成に努めた。 ・ 予算・決算審査特別委員会及び各常任委員会で自由討議を行い、本会議で委員長報告や意見書提出をすることができた。	・ さらに本会議場での自由討議を充実させていく必要がある。 ・ 会派への意識が強く、議員個人として本音の意見が言えていない議員もいるように思われる。 ・ 様々な立場、考えがあることは前提である。その上で、少数意見も尊重しながら討議を重ね、合意を模索すべきである。 ・ 自由討議ではあるので多種多様な意見が出る事はいいと思うが、論点・争点が定まらずに議会としての方向性を示すまでには至っていない。 ・ 議会全体の合意形成にもっと努めるべきである。 ・ 議員相互の討論で度々同じことの繰り返しになり合意形成ができていない。 ・ 条文に「議論を尽くして合意形成に努める」とあり、賛否の分かれるテーマでこそ、お互いの主張を理解しようとする姿勢が求められる。 ・ 会派代表者会では、それぞれの会派の意見を出し合って合意形成に努めているが、平行線で終わる案件が目立つ。 ・ もっと政策提案につなげていくべきだと思う。

委員会の活動（第10条）	
成 果	課 題
・ 委員会で調査研究を行い議会として政策提案ができたことは成果である。 ・ 年度計画に沿った委員会視察報告や調査活動及び、委員会ごとの市民団体等との意見交換は、具体的な成果を収めることができたと思う。 ・ 委員会の所管部署との意見交換会はできている ・ 委員会での議論は活発になっていると感じる。 ・ 各委員会積極的な活動ができた。	・ 意見交換や調査研究を充実させて政策提案に繋げていくことが必要である。 ・ 市民団体との意見交換会などは行っているが、所管課への報告のみでその後課題整理ができていない(政策提案に繋がっていない)。 ・ 各委員会は所管課・関係団体等、意見交換をさらに積極的に進め、政策提言につなげていくべきである。 ・ 参考人制度及び公聴会制度の活用については、引き続き今後の課題である。 ・ 参考人制度等を活用し、政策提言をもっと積極的に取り組むべきである。 ・ 市の規模や状況にあった視察を行うべきである。 ・ もっと積極的に所管事務調査を行ってもいいと思う。 ・ 積極的に政策提案を行うために、年間活動計画をさらに充実させる必要がある ・ 各委員会は年間計画テーマの調査研究に取り組み、計画終了時には総括を行い次期計画に引き継ぐようにする。

議員研修の充実強化（第11条）	
成 果	課 題
・ 常任委員会ごとに工夫された内容で、幅広い研修が実施できた。 ・ 常任委員会が企画した議員全体研修の実施ができ、充実した内容だったと思う。 ・ 課題を的確にとらえた研修ができている。 ・ 各方面からの講師による研修ができている。	・ 市民を巻き込んだフォーラムや講演会等も検討すべきである。 ・ 研修後に報告書の提出のみで終わっている。委員間討議を行うなど、意識共有をすることができていない。 ・ 政策立案を意識しての研修にしていかなければならない。

	・ 議員の資質を問われる今日、ハラスメント研修等の取組は強化していくべきである。併せて LGBTQ、男女平等など人権に関する研修を実施する必要がある。 ・ タブレット導入が予定されるにあたり、議員間での技能差が出るのが想定されるため、定期的の実務研修を行う必要がある。
--	---

議会事務局の体制整備（第 12 条） 議長は、議会及び議員の政策立案能力の向上のため、議会事務局の調査及び法制執 務機能の充実強化に努めるものとする。	
成 果	課 題
・ 議会と連携の取れた体制になってきた。 ・ 人数が少ない中で、しっかりと仕事している。 ・ 少ない人員で、円滑な議会運営に努めていた。	・ 調査活動等積極的に事務局との連携を図る。 ・ ペーパーレス化等をすすめ、貴重な労働時間を他の事務に振り向けないといけない。 ・ DX の活用に取り組む必要がある。 ・ 調査及び法制執務機能の充実強化が進んでいない。 ・ 現状が十分なのかの判断が難しい。 ・ 条文のとおり議会及び議員の政策立案能力向上を目的とするのであれば、もう少し人員的な体制強化を図るべきと思う。 ・ 他自治体および議会の情報収集に一層頑張ってもらいたい。

議会広報の充実（第13条）	
成 果	課 題
・ 議会広報特別委員会の設置により、広報活動が充実してきた。 ・ 議会広報特別委員会内で、より見やすい工夫がなされ広報活動が充実してきた。 ・ 議会だよりは議会で論議になっていること、賛否が分かれた議案についてそれぞれの意見をわかりやすく書き、読み手である市民を意識した紙面づくりができていた。 ・ 先進自治体の視察を参考にできるところから取り組んで読みやすい広報紙作りに取り組んだ。 ・ 市民が関心を持ってもらえる為に、誰もが見やすくわかりやすい議会だよりを意識し刷新することができた。	・ 更に、読者である市民がまた読みたくなるような内容工夫が必要である。 ・ ホームページに常任委員会の年間活動計画とそれに基づく所管事務調査の報告を載せるなど、より積極的に情報発信する必要がある。 ・ 今後は SNS 等の活用にも、より積極的に取り組む事を検討していかなければならない。 ・ 情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段の活用は、すぐにでも検討する必要がある。 ・ 市民モニターの意見をホームページ上や広報紙面に載せ、双方向での広報とすることを試みたい。

その他 これまでの取り組みについて	
成 果	課 題
・ 高校生との意見交換が再開できた。 ・ 今回は様々な点で、議会基本条例の原点に立ち返り活動が行えた点が多かった。	・ 議会基本条例にハラスメント防止に関する事項を追加する必要がある。 ・ 引き続き議会基本条例にきちんと沿って活動することは当然であるが、議会基本条例の見直しも必要である。 ・ 常に議会基本条例に立ち返りながら議会の在り方を問い続けたい。 ・ 議員は本会議や委員会において無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないという地方自治法第132条があるので、議会基本条例にも同様の文言を入れるべきではないか。 ・ 予算・決算審査特別委員会も常設の委員会として、補正も合わせた継続的なものにしてはどうか。

	・ 議会を活発にするために通年議会についても検討していく必要であると思う。 ・ 議会連絡会自体が議案の事前審査や意見・要望の場となっており、本来の連絡会の在り方について再検討していく必要がある。 ・ 政策提言をよりできるようにはどうすべきか、全議員が考えるべきだと思う。 ・ 議会改革の新たな課題に対し、不断の新たな実践の努力が求められる。正副議長及び議会運営委員会はそのことをしっかり自覚し、推進していくべきである。
--	--